

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から回状 1149 号をもって 2008 年フットサル競技規則の改正について通達されました。下記のとおり、日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、9 月 1 日以降のしかるべき日から施行することといたします。

2008 年競技規則の改正について

国際サッカー評議会の小委員会において、フットサル競技規則と追加指示およびガイドラインが改正され、FIFA フットサル・ビーチサッカー委員会により承認されたので、以下のとおりお知らせします。

目 次

現在の表現

- 第 5 条 主審
- 第 6 条 第 2 審判
- 第 7 条 タイムキーパーおよび第 3 審判
- 第 8 条 試合時間
- 第 9 条 プレーの開始および再開
- 第 10 条 ボールのインプレーおよびアウトオブプレー
- 第 11 条 得点の方法
- 第 12 条 ファウルと不正行為
- 第 13 条 フリーキック
- 第 14 条 累積ファウル
- 第 15 条 ペナルティーキック
- 第 16 条 キックイン
- 第 17 条 ゴールクリアランス
- 第 18 条 コーナーキック

新しい表現

- 第 5 条 主審および第 2 審判
- 第 6 条 タイムキーパーおよび第 3 審判
- 第 7 条 試合時間
- 第 8 条 プレーの開始および再開
- 第 9 条 ボールのインプレーおよびアウトオブプレー
- 第 10 条 得点の方法
- 第 11 条 ファウルと不正行為
- 第 12 条 フリーキック
- 第 13 条 累積ファウル
- 第 14 条 ペナルティーキック
- 第 15 条 キックイン
- 第 16 条 ゴールクリアランス
- 第 17 条 コーナーキック

理由： 第 6 条を第 5 条に組み入れたため、第 6 条以降の条番号を変えた。

目次

現在の表現

主審、第2審判、第3審判およびタイムキーパーのための追加的指示

新しい表現

審判員のための追加的指示およびガイドライン

理由： タイムキーパーを含むすべての試合役員は審判員であり、それぞれが同様に競技規則を熟知しなければならない。“ガイドライン”という表現を追加し、これも遵守すべきものであることを強調した。

1. 競技規則の改正および評議会の決定

第3条 - 競技者の数

決定

現在の条文

3. 1人のチーム役員は、試合中、技術的指示を与えることができる。しかしながら、チーム役員は競技者や審判の動きを妨げてはならず、常に責任ある態度で行動する。

新しい条文

3. 1人のチーム役員は、試合中、技術的指示を与えることができる。しかしながら、チーム役員は競技者や審判の動きを妨げてはならず、常に責任ある態度で行動する。また、テクニカルエリアが設置されている場合、テクニカルエリア内にとどまっている。

4. テクニカルエリアは、特にチーム役員と交代要員のために座席が設置される施設で試合が行われる場合のものである。テクニカルエリアは、施設の大きさなどによって異なるが、以下の点を一般的な指針として示す。

テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1、前方にタッチラインから75cmの範囲である。

エリアを明確にするためにマーキングをすることが勧められる。

テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。テクニカルエリアに入ることのできる者の氏名は、競技会規定に従って試合開始前に特定される。

トレーナーや医師が競技者の負傷の程度を判断するため審判からピッチに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

理由：テクニカルエリアは、チーム役員がそのチームの競技者に対して指示を与える場所として設置される。これにより、競技の展開を邪魔することを避けることになる。

第4条 競技者の用具

基本的な用具

現在の条文

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれ個別のものである。

ジャージーまたはシャツ
ショーツ - アンダーショーツを着用する場合、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。

新しい条文

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれ個別のものである。

ジャージーまたはシャツ アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。
ショーツ - アンダーショーツを着用する場合、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。

理由：サッカーの競技規則中にある国際評議会の決定と整合性をとるためにこの条文を加える。

第4条 競技者の用具

決定

現在の条文

1 競技者はスローガンあるいは広告の描かれているアンダーシャツを見せてはならない。
スローガンや広告を見せるためにジャージーを脱いだ競技者は、大会の主催者によって罰せられる。

新しい条文

1 競技者はスローガンあるいは広告の描かれているアンダーシャツを見せてはならない。基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけてはならない。

2 ジャージーには、袖がある。

2 スローガンや広告を見せるためにジャージーを脱いだ競技者は、大会の主催者によって罰せられる。基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけた競技者のチームは、競技会的主催者またはFIFAにより罰せられる。

3 . ジャージーには、袖がなければならない。

理由：サッカーの競技規則中にある国際評議会の決定と整合性をとるためにこの条文を加える。フットサルの競技規則は昨年改正がなく、規則中に表現されていなかったが、既に義務付けられていたものである。

第5条 主審および第2審判

職務と権限

現在の条文

第5条 - 主審

主審の権限

それぞれの試合は、主審によってコントロールされる。主審は、ピッチの設置された施設に入ったときからその場所を離れるまで、任命された試合に関して競技規則を施行する一切の権限をもつ。

職権と任務

主審は、

競技規則を施行する。

違反をされたチームがアドバンテージによって利益を受けるときは、プレーを続けさせる。しかし、そのときに予期したアドバンテージが実現しなかった場合は、そのもととなった違反を罰する。

試合の記録を取り、関係機関に試合報告書を提出する。報告書には、試合前、試合中、あるいは試合後の、競技者、あるいはチーム役員に対する懲戒措置とともにその他の出来事に関する情報が含まれる。

新しい条文

第5条 - 主審と第2審判

主審と第2審判の権限

試合は、任命された試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審と第2審判によってコントロールされる。

職権と任務

主審と第2審判は、

競技規則を施行する。

違反をされたチームがアドバンテージによって利益を受けるときは、プレーを続けさせる。しかし、そのときに予期したアドバンテージが実現しなかった場合は、そのもととなった違反を罰する。

試合の記録を取り、試合前、試合中、また試合後に起こった出来事および競技者、またはチーム役員に対してとった懲戒措置について、関係機関あて報告する。

タイムキーパーがいない場合、その任務を担う。

競技規則のあらゆる違反に対して、それが適当であると判断された場合、試合を停止し、一時的に中断し、または終了する。

外部からのなんらかの妨害によって、試合を停止し、一時的に中断し、または打ち切る。

警告や退場となる違反を行った競技者に懲戒措置をとる。

認められていない者がピッチ内に入らないようにする。

競技者が重傷を負ったと主審が判断した場合は、試合を停止し、その負傷者をピッチから運び出すようにする。

競技者の負傷が軽いと主審が判断した場合は、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。

使用するすべてのボールが第 2 条の要件に適合していることを確かめる。

競技者が同時に二つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。

不正行為を犯したチーム役員に対応する、また、必要あれば、ピッチまたはその周辺から退ける。

主審の決定

プレーに関する事実についての主審または第 2 審判の決定は、最終である。

警告や退場となる違反を行った競技者に懲戒措置をとる。

不正行為を働いたチーム役員に懲戒措置をとる。また、必要であれば、レッドカードを示すことなく、ピッチのあるエリアから退かせる。

認められていない者がピッチ内に入らないようにする。

競技者が重傷を負ったと主審または第 2 審判が判断した場合、試合を停止し、その負傷者をピッチから運び出させるようにする。

競技者の負傷が軽いと主審または第 2 審判が判断した場合は、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。

使用するすべてのボールが第 2 条の要件に適合するようにする。

競技者が同時に二つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。

主審は、

タイムキーパーがいない場合、その任務を担う。

フットサル競技規則のあらゆる違反に対して、または外部からのなんらかの妨害があった場合、試合を停止し、一時的に中断し、または中止する。

不正行為を犯したチーム役員に対応する、また、必要あれば、ピッチまたはその周辺から退ける。

主審または第 2 審判の決定

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、また試合結果を含め最終である。

主審または第2審判は、プレーを再開する前、または試合を終結する前に限り、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、あるいはその必要性があると判断した場合、決定を変えることができる。

決定

第6条 - 第2審判

この条は、削られた。

主審または第2審判は、プレーを再開する前、または試合を終結する前に限り、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、あるいはその必要性があると判断した場合、決定を変えることができる。

決定

3. 第2審判による不法な干渉あるいは不当な行為があった場合、主審はその第2審判を解任し、代替を補充し、関係機関に報告書を提出する。

4. 第2審判も笛を持ち、主審とは反対側のサイドのピッチで任務を行う。

5. 国際試合においては、必ず第2審判を置かなければならない。

理由：第2審判による決定が、第1の審判（主審）によるものと同等の効力を有することを明確にするために、第5条と第6条をひとつにまとめた。

第6条 - タイムキーパーおよび第3審判
タイムキーパー

現在の条文

タイムキーパー

前半の終了、試合の終了、延長時間の終了およびタイムアウトの終了を、審判の笛と区別できる笛またはその他の音で合図する。

各チームが取ることのできるタイムアウトの数の記録をつけ、審判と両チームに伝える。また、いずれかのチームの監督から要求されたとき、タイムアウトの許可を合図する（第8条）。

審判が反則とした前半、後半各チームそれぞれ5つまでの累積ファウルを記録し、いずれかのチームが5つ目の反則を犯したときに合図する。

新しい条文

タイムキーパー

前半の終了、試合の終了、延長戦の前後半の終了およびタイムアウトの終了を、主審、第2審判の笛と区別できる笛またはその他の音で合図する。

チームからタイムアウトが要求されたとき、第3審判に知らせたのち、主審、第2審判の笛と区別できる笛またはその他の音で合図する。

各チーム5つ目の累積ファウルを、第3審判に知らせたのち、主審、第2審判の笛と区別できる笛またはその他の音で合図する。

第3審判

第3審判は、タイムキーパーを援助するほか次のことを行う。

主審、第2審判の要請により、ボールの交換を監視する。

審判が反則とした前半、後半各チームそれぞれ5つまでの累積ファウルを記録し、いずれかのチームが5つ目の累積ファウルを犯したときに合図する。

試合の停止とその理由を記録する。

得点した競技者の番号を記録する。

警告、退場を受けた競技者の番号と氏名を記録する。

必要であれば、ピッチに入る前、交代要員の用具を検査する。

主審、第2審判の視野外で、警告や退場に関し明らかな誤りがあったときや、乱暴な行為が犯された場合、主審や第2審判に合図する。

交代ベンチに着席している者の行為を監視すると共に不適切な行動について主審や第2審判に知らせる。

その他、試合に関する情報を提供する。

タイムキーパーまたは第3審判による不法な干渉があった場合、主審はこれらを解任し、代替を補充し、関係機関に報告書を提出する。

主審または第2審判が負傷した場合、第3審判はその審判と入れ代る。

第3審判

第3審判は、タイムキーパーを援助するほか次のことを行う。

審判が反則とした前半、後半各チームそれぞれ5つまでの累積ファウルを記録し、いずれかのチームが5つ目の累積ファウルを犯したときに合図する。

各チームがとることのできるタイムアウトを記録するとともに、主審、第2審判およびチームに知らせる。また、各チームの役員から要求があったとき、タイムアウトの承認することを合図する（第7条）。

試合の停止とその理由を記録する。

試合に参加する競技者を記録する。

得点した競技者の番号を記録する。

警告、退場を命じられた競技者の番号と氏名を記録する。

主審、第2審判の要請により、ボールの交換を監視する。

必要であれば、交代要員がピッチに入る前に用具を検査する。

主審、第2審判の視野外で、警告や退場に関し明らかな誤りがあったときや、乱暴な行為が犯された場合、主審や第2審判にシグナルする。いずれの場合でも、主審、第2審判はプレーに関する事実について判断する。

交代ベンチに着席している者の行為を監視すると共に不適切な行動について主審や第2審判に知らせる。

その他、試合に関する情報を提供する。

タイムキーパーまたは第3審判による不法な干渉があった場合、主審はこれらを解任し、代替を補充し、関係機関に報告書を提出する。

主審または第2審判が負傷した場合、第3審判は第2審判と入れ代る。

理由：これまでの規則では明確でなかったタイムキーパーと第3審判の職務を明確にした。また、主審、第2審判負傷時に第3審判が代われるのは第2審判のみであることを説明した。

第7条 - 試合時間

プレーの時間

現在の条文

試合は、前、後半の20分ずつ行われる。計時は、その任務が第7条に規定されているタイムキーパーが行う。前、後半を問わず、ペナルティーキックや相手チームが累積ファウルを5つを超えて犯したときに行われるフリーキックの終了まで時間を追加できる。

新しい条文

試合は、前、後半の20分ずつ行われる。計時は、その任務が第7条に規定されているタイムキーパーが行う。前、後半を問わず、ペナルティーキックや相手チームが累積ファウルを5つを超えて犯したときに行われるフリーキックの終了まで時間を追加する。

理由：ペナルティーキックや累積ファウル5つを超えた後のフリーキックを行う場合には、試合時間を延長することが必須であることを明記した。

第7条 - 試合時間

タイムアウト

現在の条文

各チームは、前、後半それぞれ1分間のタイムアウトを要求できる。タイムアウトには、次の条件が適用される。

両チームの監督は、タイムキーパーに対し1分間のタイムアウトを要求できる。

新しい条文

各チームは、前、後半それぞれ1分間のタイムアウトを要求できる。タイムアウトには、次の条件が適用される。

両チームのチーム役員は、第3審判に対し1分間のタイムアウトを要求できる。

理由：タイムキーパーの職務遂行を妨げないようにした。

第7条 - 試合時間

決定

現在の条文

1 タイムキーパーが置かれていない場合、監督は主審にタイムアウトを要求する。

新しい条文

1 第3審判またはタイムキーパーが置かれていない場合、チーム役員は主審にタイムアウトを要求することができる。

理由：第3 審判やタイムキーパーが置かれていない場合、チーム役員は主審にタイムアウトを要求することができる。

第 11 条 - ファウルと不正行為

直接フリーキック

現在の条文

競技者が次の 6 項目の反則を、不用意に、無謀に、または過剰な力で犯したと審判が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者をける、またはけろうとする。

相手競技者をつまずかせる、またはつまずかせようとする。

相手競技者に飛びかかる。

肩によるものも含めて、相手競技者をチャージする。

相手競技者を打つ、または打とうとする。

相手競技者を押す。

次の項目の反則を犯したときも、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者を抑える。

相手競技者につばを吐く。

相手競技者がボールをプレーしている、またはプレーしようとしているときに、ボールをプレーしようとしてすべる(スライディングタックル)。ただし、不用意に、無謀に、あるいは過剰な力で行わない限り、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で行うものを除く。

ボールを保持しようとしてボールに触れる前に相手競技者に触れる。

ボールを手で意図的に扱う。ただし、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く。

新しい条文

競技者が次の 7 項目の反則を、不用意に、無謀に、または過剰な力で犯したと主審または第 2 審判が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者をける、またはけろうとする。

相手競技者をつまずかせる、またはつまずかせようとする。

相手競技者に飛びかかる。

肩によるものも含めて、相手競技者をチャージする。

相手競技者を打つ、または打とうとする。

相手競技者にタックルする。

相手競技者を押す。

次の 4 項目の反則を犯したときも、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

相手競技者を抑える。

相手競技者につばを吐く。

相手競技者がボールをプレーしている、またはプレーしようとしているときに、ボールをプレーしようとしてすべる(スライディングタックル)。ただし、不用意に、無謀に、あるいは過剰な力で行わない限り、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で行うものを除く。

ボールを手で意図的に扱う。ただし、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く。

理由：サッカーの競技規則に整合させた。

第 11 条 - ファウルと不正行為

間接フリーキック

現在の条文

ゴールキーパーが次の項目の反則を犯した場合、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

保持していたボールを離した後、ボールがハーフウェーラインを越える前に、または相手側によって触れられるかプレーされる前に、味方競技者からボールを受ける。

新しい条文

ゴールキーパーが次の項目の反則を犯した場合、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

ボールをクリアした後、ボールがハーフウェーラインを越える前に、または相手競技者によって触れられるかプレーされる前に、味方競技者から意図的にパスされたボールを受ける。

理由：文章を内容にそぐわせた。

第 11 条 - ファウルと不正行為

警告となる反則

現在の条文

競技者あるいは交代要員が次の項目の反則を犯した場合、警告されイエローカードを示される。

新しい条文

競技者が次の項目の違反を犯した場合、警告される。

理由：交代要員に適用する規定を別に作成した。

第 11 条 - ファウルと不正行為

警告となる反則

現在の条文

新しい条文

交代要員が次の項目の違反を犯した場合、警告される。

反スポーツ的行為
言葉または行動による異議
プレーの再開を遅らせる

理由：競技者と交代要員に適用する警告を区別した。

第 11 条 - ファウルと不正行為

退場となる反則

現在の条文

新しい条文

交代要員が次の反則を犯した場合、退場を命じられる。

相手チームの得点または得点の機会を阻止する

理由：著しい不正な反則を確実に罰せられるようにした。

第 11 条 - ファウルと不正行為

決定

現在の条文

2 第 12 条の規定に関連して、ボールがハーフウェーラインを越える、または相手競技者が触れるかプレーしていれば、競技者は頭や胸、膝などを使って味方のゴールキーパーにボールをパスすることができる。

<中略>

これらの場合、ゴールキーパーがそのボールに手で触れたか否かは関係しない。第 11 条の条文とその精神に反する策略を試みた競技者によって反則がなされたのである。

新しい条文

2 第 11 条の規定に関連して、ゴールキーパーがボールをクリアしたのち、ボールがハーフウェーラインを越える、または相手競技者が触れるかプレーしていれば、競技者は頭や胸、膝などを使って味方のゴールキーパーにボールをパスすることができる。<中略>

これらの場合、ゴールキーパーがそのボールに手で触れたか否かは関係しない。第 11 条の条文とその精神に反する策略を試みた競技者によって反則がなされたのである。

理由：競技規則の条番号を変えた。

第 14 条 - ペナルティーキック

進め方

現在の条文

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にける。

ボールが他の競技者に触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしない。

ボールは、けられて前方へ移動したとき、インプレーとなる。

新しい条文

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にける。

ボールが他の競技者に触れるまで、キッカーは再びボールをプレーできない。

ボールは、けられて前方へ移動したとき、インプレーとなる。

ペナルティーキックを通常の時間内に行う、あるいは前、後半の時間を追加して再び行うとき、ボールが両ゴールポストの間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点が与えられる。

ペナルティーキックを通常の時間内に行う、または前、後半**もしくは延長戦**の時間を追加して再び行うとき、ボールが両ゴールポストの間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点が与えられる。

理由：延長戦についても適用できるように規定した。

第 16 条 - ゴールクリアランス

進め方

現在の条文

守備側チームのゴールキーパーがペナルティーエリア内の任意の地点からボールを投げる。

相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

ゴールキーパーは、他の競技者がボールに触れるまで、ボールを再びプレーしない。

新しい条文

守備側チームのゴールキーパーがペナルティーエリア内の任意の地点からボールを投げる。

相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

ゴールキーパーは、他の競技者がボールに触れるまで、また、ボールがハーフウェイラインを越えたのちに味方競技者によって戻されなければボールを再びプレーできない。

理由：第 11 条の内容に合わせた。

第 17 条 - コーナーキック

コーナーキック

現在の条文

コーナーキックは、

守備側チームの競技者が最後にボールに触れ、ピッチ上または空中にかかわらず、ボールの全体がゴールラインを越え、第 11 条による得点とならなかったときに与えられる。

新しい条文

コーナーキックは、

守備側チームの競技者が最後にボールに触れ、ピッチ上または空中にかかわらず、ボールの全体がゴールラインを越え、第 10 条による得点とならなかったときに与えられる。

理由：競技規則の条番号を変えた。

試合またはプレーオフの勝者を決定する方法

ペナルティーマークからのキック

現在の条文

主審は、キックを行うゴールを選ぶ。
主審はコインをトスし、トスに勝った主将のチームが先にけるか後にけるかを決める。
主審およびタイムキーパーは、行われたキックの記録をつける。

新しい条文

主審は、キックを行うゴールを選ぶ。
主審はコインをトスし、トスに勝った主将のチームが先にけるか後にけるかを決める。
主審、第 3 審判およびタイムキーパーは、行われたキックの記録をつける。

理由：第 3 審判はキックを行う資格のある競技者の近くに位置するので、同様にキックの記録をつける者として追加した。

審判員のための追加指示およびガイドライン

現在の文章

これらの「主審、第 2 審判、第 3 審判およびタイムキーパーへの追加指示」は、競技規則を正しく適用できるようにすることを目的としているものである。

フットサルは、競争的なスポーツであり、競技者同士の身体的接触は自然なもので、試合の一部として受け入れられるべきものである。 < 中略 >

著しく不正なプレーと乱暴な行為は容認できかねる身体的な攻撃に至るものであり、第 12 条に規定されているように、ピッチからの退場により罰せられなければならない。

新しい文章

これらの審判員のための追加指示**およびガイドライン**は、競技規則を正しく適用できるようにすることを目的としているものである。

フットサルは、競争的なスポーツであり、競技者同士の身体的接触は自然なもので、試合の一部として受け入れられるべきものである。 < 中略 >

著しく不正なプレーと乱暴な行為は容認できかねる身体的な攻撃に至るものであり、第 11 条に規定されているように、ピッチからの退場により罰せられなければならない。

理由：条文をタイトルに合わせ、また競技規則の条番号を変えた。

審判員のための追加指示およびガイドライン

意図的なハンドの反則となる反スポーツ的行為に対する警告

現在の文章

競技者は、次の状況においては、直接フリーキックで罰せられるだけでなく、不正行為（反スポーツ的行為）を行ったことにより、警告されることになる。

相手競技者が受け取るのを阻止すべく、意図的に手でボールに触れる、あるいはたたき落とす。

意図的に手でボールに触れる、あるいはたたいて得点をしようとする。

新しい文章

競技者は、次の状況においては、直接フリーキックで罰せられるだけでなく、反スポーツ的行為を行ったことにより、警告されなければならない。

相手競技者が受け取るのを阻止すべく、意図的に手でボールに触れる、あるいはたたき落とす。

意図的に手でボールに触れる、あるいはたたいて得点をしようとする。

本当は手を用いているにもかかわらず、体の一部を用いてプレーしているように見せかけて主審や第2審判を騙す。ゴールキーパーが自分のペナルティエリア外で、手を用いて相手の得点または得点の機会を阻止しようとしたが、阻止できない。

理由: 誤った解釈を避けるため、意図的なハンドの反則で警告となる具体例をすべてあげた。

審判員のための追加指示およびガイドライン

相手競技者を抑える

現在の文章

シャツを引っ張り、腕を掴むことを正しく見極められないことが議論を引き起こすことになる。従って、主審および第2審判は第12条の規定に基づき、この状況に対してただちに、またしっかりと対応することが求められる。

新しい文章

シャツを引っ張り、腕を掴むことを正しく見極められないことが議論を引き起こすことになる。従って、主審および第2審判は第11条の規定に基づき、この状況に対してただちに、またしっかりと対応することが求められる。

理由: 競技規則の条番号を変えた。

審判員のための追加指示およびガイドライン

得点の喜び

現在の文章

次のような得点の喜びを表したと主審または第2 審判が判断した場合、競技者は警告される。

< 中略 >

シャツを脱ぐ、あるいは頭にかぶる。

新しい文章

次のような得点の喜びを表したと主審または第2 審判が判断した場合、競技者は警告される。

< 中略 >

シャツを脱ぐ、あるいは頭にかぶる。

マスクや同様のものを顔や頭に被る

理由：国際評議会の決定に合わせて条文を加えた。

審判員のための追加指示およびガイドライン

負傷者の対応

現在の文章

主審および第2 審判は、競技者が負傷した場合、次の指示を考慮する。

負傷の度合いが低いと主審または第2 審判が判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまで試合を続けさせる。重傷であると判断した場合、試合を停止する。

負傷した競技者に尋ねたのち、負傷の度合いを判断し、その競技者をピッチから安全にまた迅速に退出できるよう、主審または第2 審判は1人以上(最大でも2人)のドクター等がピッチ内に入ることを承認する。 < 中略 >

主審または第2 審判は負傷した競技者がピッチから安全で迅速に退出されるようにする。

ピッチ上で治療することはできない。

新しい文章

主審および第2 審判は、競技者が負傷した場合、次の指示を考慮する。

負傷の度合いが低いと主審または第2 審判が判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまで試合を続けさせる。重傷であると判断した場合、試合を停止する。

負傷した競技者に尋ねたのち、負傷の度合いを判断し、その競技者をピッチから安全にまた迅速に退出できるよう、主審または第2 審判は1人以上(最大でも2人)のドクター等がピッチ内に入ることを承認する。 < 中略 >

主審または第2 審判は負傷した競技者がピッチから安全で迅速に退出されるようにする。

ピッチ上で治療することはできない。

出血を伴っている競技者はピッチを離れなければならない。審判が止血を確認するまでピッチに戻れない。競技者は血液で汚れた衣服を身につけることはできない。

< 中略 >

試合が特別な理由で中断されていない場合で、競技者の負傷がフットサル競技規則の違反によらない場合、審判は試合が中断されたときにボールがあった場所でボールをドロップして試合を再開する。

出血を伴っている競技者はピッチを離れなければならない。主審または第 2 審判が止血を確認するまでピッチに戻れない（第 3 審判はチェックをすることができるが、その競技者が交代していない場合は、主審または第 2 審判のみが復帰を承認することができる。競技者は血液で汚れた衣服を身につけることはできない。

< 中略 >

試合が特別な理由で中断されていない場合で、競技者の負傷がフットサル競技規則の違反によらない場合、主審または第 2 審判は試合が中断されたときにボールがあった場所でボールをドロップして試合を再開す

理由：負傷という出来事の重要性や第 2 審判が近くにいる場合などのケースで、第 2 審判も対応できると規定した。

F I F A フットサル・ビーチサッカー委員会は、競技規則ならびに指示およびガイドラインの改正が 2008 年 7 月 1 日から施行されることについて、承諾した。

国際サッカー連盟
事務局長
ジェローム・ヴァルケ

写し送付： F I F A 理事
F I F A フットサル・ビーチサッカー委員会
F I F A 審判委員会
大陸連盟
加盟協会

< 日本協会の解説 >

昨年(2007年)にフットサルの競技規則が改正されなかったこともあり、本年の改正項目は多くなっている。しかし、フットサルを競技するうえで大きく影響されるものではなく、主審と第2審判の任務と権限等がより同等になるなどそのほとんどがフットサル競技規則の精神を明確に条文化していったものである。

新たなものとして“テクニカルエリアの設置”があるが、これも日本やアジアでは既に取り入れられているものであり、日本での競技に支障が生じるものではない。

個々の改正内容、表現、改正理由は上記の回状に示されているところであるが、日本協会として、今回の改正の考え方や趣旨について次のように要約し解説する。

1. 主審と第2審判

フットサルにおいて、ピッチ上で発生する反則や不正行為に対して笛を吹く、また警告等の措置を下すのは、共に主審と第2審判である。最終的な判断と決定は主審としてしているが、主審と第2審判の職務と権限をほぼ同等とし、いわゆる“2人審判制”により、競技を的確にまた円滑に進めることとしている。

この考え方を明確に競技規則に表すため、これまで第6条に別立てしていた“第2審判”を第5条に組み入れることになり、目次をはじめとし、競技規則内に表記される条番号が整理された。

2. タイムキーパーおよび第3審判

フットサルはプレーイングタイムにより試合時間を計測することから、1秒1秒を正しく計測することはタイムキーパーの重要な任務であり、タイムキーパーは時間計測に極力集中することが求められる。これまではタイムキーパーの任務であったが、実態タイムキーパーの援助として第3審判が行っていた累積ファウルやタイムアウトの記録を第3審判の任務とするなどして、タイムキーパーの任務を軽減することとなった。

また、ペナルティーマークからのキックの記録をつけることも第3審判の任務として追加されている。

3. テクニカルエリア

フットサルではベンチがピッチに近い場所に設置される。テクニカルエリアの設置は、監督やチーム役員からの戦術的指示が正しく行うためにも有用性である。

これまで日本やアジアでは、サッカーに倣ってタッチラインから1m離して設置していたが、フットサル競技場が狭隘な場合も考慮して、タッチラインから75cm以上離して設置することになった。テクニカルエリアは、この点以外、テクニカルエリアに入る者の態度等を含めて、サッカーのものとまったく同じように運用される。

4 . 第 11 条、第 14 条

第 11 条

サッカーの競技規則がタックルを“ 不用意に、無謀に、または過剰な力で犯したと主審または第 2 審判が判断した場合に、直接フリーキックが相手チームに与えられる ” 反則のひとつに変更したことから、フットサルもこれに合わせ、タックルがこれらの条件で行われた場合、反則とすることとなった。

ただし、フットサルの場合、これらの条件に当てはまらない場合であっても、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリアで行う場合を除き、体を滑らせて行った（スライディングタックル）場合は反則になることは言うまでもない。

“ ボールをクリアした後、ボールがハーフウェーラインを越える前に、または相手競技者によって触れられるかプレーされる前に、味方競技者から意図的にパスされたボールを受ける ” については、これまでと表現が変わっただけで、特に解釈上の変更はない。

なお、当初本回状が送付されたとき、英文の回状とその他の言語の回状では内容が異なっており、フットサル競技そのものに大きく影響する変更であることも考えられたので、調査を行ったところ、英文の回状のみに誤りがあったことが判明したので、日本語は正しい解釈に基づく表現としている。

第 13 条

“ ペナルティーキックを通常の時間内に行う、または前、後半もしくは延長戦の時間を追加して再び行うとき、ボールが両ゴールポストの間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点が与えられる ” については、回状の説明どおり、延長戦についても適用できるような条文表記となった。

5 . サッカー競技規則との整合

フットサルはサッカーのひとつので、F I F A や日本サッカー協会などの傘下で競技される。また、その競技規則は国際サッカー評議会の小委員会で審議、改正される。

11 人制のサッカーよりも小さなピッチを用い 1 チーム 5 人でプレーするために、フットサルの特長を引き出す様々な規則が取り入れられているが、広義の“ サッカー ” 競技規則の精神は同じものである。

その考え方にに基づき、今回の改正においても、“ アンダーシャツの色の規定 ”、“ タックルを別の反則項目に入れる ”、“ 関競技者と交代要員に適用する警告の区別 ” 等、昨今のサッカーの競技規則の改正に整合させフットサルの競技規則を改正している。

6. 審判員のための追加指示とガイドライン

フットサルは、主審や第 2 審判だけでなく、タイムキーピング、試合の記録やベンチコントロールといった重要な任務を担うタイムキーパーや第 3 審判を加えた 4 人の審判員のそれぞれが等しく競技規則を熟知し、互いに協力し合っこそ試合が円滑に審判される。

今回の改正では、この点に加え、ガイドラインという表現を用いることによって、その内容は審判員が遵守すべきものであることが強調された。また、審判する上で、競技規則を正しく解釈できるよう、意図的なハンドの反則で警告となる具体例も示された。

なお、この追加指示およびガイドラインにある競技規則の解釈は決して審判員のものだけでなく、競技者を含むすべてのフットサル関係者が理解しなければならないことは言うまでもない。すべてのフットサル関係者の正しい競技規則の理解の下、この競技がさらに素晴らしいものへと発展することになる。